

## 新たな森林吸収源対策の推進について

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられており、全国の森林の約3分の1を有する北海道・北東北3県は、間伐等の森林整備を推進し、京都議定書第1約束期間における森林吸収源対策の目標達成に向け大きく貢献してきたところです。

こうした中、平成25年度以降も着実に森林吸収源対策を推進していくために、次のとおり、森林整備の推進に必要な安定的な地方財源の確保と木材利用を拡大するための施策の充実を強く求めます。

### 1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長

京都議定書の第1約束期間（平成20年～平成24年）における森林吸収量の目標を達成するために制定された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

### 2 森林吸収源対策の推進に必要な税財源の確保

「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林整備等の森林吸収源対策を位置付けるとともに、地方財源の確保・充実に活用できるものとする。

### 3 低炭素社会の実現に向けた木材の利用拡大

地域材の利用による低炭素社会を実現し地球温暖化防止に貢献するため、木造公共施設等の整備促進及び森林バイオマスのエネルギー利用を促進する施策の充実を図ること。